

2016年度

聖隷学園駐車場利用の申請について

受付期日：1月29日(金)18時まで

※期日までに書類を提出しなかった場合は、原則として受け付けません。

2016年4月から聖隷学園駐車場利用許可を希望する全ての方※は、上記期間内に手続きを行なってください。
対象者

- ①今年度に引き続き、自動車通学を希望する学生 (継続申請)
- ②今年度は自動車通学ではないが来年から希望する学生 (新規申請)
- ③2016年度に免許・車両を取得する予定の学生 (予約申請)

なお、2015年度に実習等で書類を提出した場合でも、改めてすべての書類を提出してください。

申請手続き内容

学生サービスセンターホームページより「自動車通学願書」を両面ダウンロード・プリントアウトし、必要事項を記入のうえ以下の書類の写しと一緒に学生サービスセンターに提出してください。(保護者の署名捺印も必要です。)

・継続・新規申請の方

- ①免許証の写し
- ②自動車検査証の写し
- ③自賠責保険証の写し
- ④任意保険証の写し(対人・対物補償等の保険内容もわかるように)

※交通安全講習会の受講

・予約申請の方

- ①通学希望調査票

※交通安全講習会の受講

※許可を受けるには、指定された交通安全講習会の受講が条件となりますので、必ず受講してください。受講には必ず学生証を持参してください。

【交通安全講習会】	2015年12月15日(火)18時15分～19時	1705教室
	2016年1月7日(木)18時15分～19時	1705教室
	2016年2月5日(金)18時15分～19時	1705教室
	2016年3月15日(火)14時15分～15時	1705教室

【第一次駐車場利用許可者発表予定日】 2月29日(月)17:00 :HP、掲示板

【駐車場利用手続き期間】 3月1日(火)～3月25日(金)

- ①第一・第二・第三駐車場使用許可にあたり、申請者数が駐車収容台数を超える場合は、通学距離、その他の通学手段を考慮の上許可しますので、ご了承ください。
- ②手続きの際、2015年度に許可されていた人は、定期駐車券(駐車カード)を2016年度の駐車カードに交換しますので提出してください。
- ③また、駐車場使用料等の支払いが必要です。(駐車場使用料は改定される予定です。後日改めて掲示等にて連絡します。)
- ④今回の申請で許可されなかった場合は、新入生の申請とあわせて選考し、結果を4月14日(木)以降に発表します。
- ⑤個人で大学周辺の民間駐車場を契約した場合でも『自動車通学願書』の提出が必要です。

2015.12.8 学生支援協議会